

東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱

平成27年3月16日付26福保子保第2961号	福祉保健局長決定
平成27年11月1日付27福保子保第1385号	一部 改 正
平成28年4月28日付28福保子保第428号	一部 改 正
平成31年4月26日付31福保子保第647号	一部 改 正
令和4年1月7日付3福保子保第3531号	一部 改 正
令和4年3月17日付3福保子保第4847号	一部 改 正
令和5年3月30日付4福保子保第4817号	一部 改 正

第1 目的

東京都保育サービス推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進するため、取組に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

第2 交付の対象施設

この補助金の交付の対象となる施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）のうち、東京都の区域内に所在し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次の（1）又は（2）に該当する施設（以下「交付対象施設」という。）とする。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に規定する認定こども園の認定を受けた保育所を除く。

- （1）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人立の保育所
- （2）平成27年3月31日時点において、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）（平成26年3月28日付25福保子保第2875号）に基づく交付対象施設であった個人、宗教法人及び一般財団法人立の保育所。ただし、設置者が変更となった場合は、交付対象施設としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の（1）又は（2）に該当する者は交付の対象としない。
 - （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- 3 次のいずれかに該当する交付対象施設に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した第2（1）及び（2）に規定する保育所の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するもの
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの

第3 交付の対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、交付対象施設の運営費とする。

第4 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次の1から3までにより算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

なお、年度の途中に開設した施設については開設した日以降に実施した事業により算定し、年度の途中に廃止した施設（第2（2）に該当する場合を含む。）については廃止した日までに実施した事業により算定する。

1 特別保育事業等推進加算

別表1に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により算定した額の合計額

2 保育所地域子育て支援推進加算

- (1) 別表2に掲げる加算項目のうち、基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額。ただし、保育拠点活動支援を除く。
- (2) 別表2に掲げる保育拠点活動支援を基準以上実施しているものについて、同表に示す算定基準により算定した額

3 第三者評価受審費加算

補助対象期間が属する年度及び直前の過去4か年に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合において、次の（1）又は（2）により算定した額

- (1) 補助対象期間が属する年度に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合
補助対象期間において、福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価（指針）」の改正について（通知）（平成24年9月7日付24福保指第638号）に規定するものをいう。以下同じ。）の受審及び結果の公表を行い、

施設が評価機関に支払った額から 15 万円を差し引いた額。ただし、45 万円を上限とする。

(2) (1) 以外の場合

補助対象期間において、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を行い、施設が評価機関に支払った額。ただし、60 万円を上限とする。

第5 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金交付申請書（保一別記第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

第6 変更の交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金変更交付申請書（保一別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第7 交付の決定等

知事は、第5又は第6による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、申請者に通知する。

第8 補助金の交付方法

この補助金は、社会福祉法人等の請求に基づき、第7で決定した額の12分の1の額を各月末日までに概算払により交付する。

第9 事務委託

知事は、この補助金に係る事務の一部を当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

第10 交付の条件

この補助金は、次の条件を付して交付する。

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

社会福祉法人等は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

社会福祉法人等は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

社会福祉法人等は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

5 遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 知事は、社会福祉法人等が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、社会福祉法人等に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 社会福祉法人等が（1）の命令に違反したときは、知事は、社会福祉法人等に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告書の提出

社会福祉法人等は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期限までに実績報告書（保一別記第3号様式）を提出しなければならない。2の（2）の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

7 補助金の額の確定等

知事は、6の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等に通知する。

8 補助金の額の再確定等

知事は、7の規定により交付すべき補助金の額を確定した後において、算定基準の適用や実績報告の内容に誤りがあり、補助金の過大な交付が認められた場合は、交付すべき補助金の額を再確定し、社会福祉法人等に通知し、過大に交付した補助金の返還を求める。

なお、この場合において、金額の算定は第4の規定に基づき全ての加算項目について改めて算定を行うものとし、別表1、別表2及び別表3に記載の各加算項目内における実績の増要素も算定対象とする。ただし、再度確定した後の補助金額は、7の規

定によって既に確定した額を上回ることはできない。

9 是正のための措置

知事は、7及び8の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、社会福祉法人等に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

10 決定の取消し

- (1) 知事は、社会福祉法人等が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。
- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
 - エ 補助金の交付決定を受けた者が第2の2に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後、または、8の規定により交付すべき補助金の額の再確定があった後においても適用があるものとする。

11 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は10の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 知事は、7又は8の規定により社会福祉法人等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

12 違約加算金及び延滞金

- (1) 社会福祉法人等は、10の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 社会福祉法人等は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における12の(1)の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 12の(2)の規定により、社会福祉法人等が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

14 延滞金の計算

12の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

15 他の補助金等の一時停止等

知事は、社会福祉法人等に対し、補助金の返還を命じ、社会福祉法人等が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、社会福祉法人等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

16 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、平成20年厚生労働省告示第384号に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付せざることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

17 交付対象施設の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、交付対象施設の運営に当たっては、別表4に定める各事項に留意し、遵守しなければならない。

18 財務情報等の公表

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、別に定めるところにより事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、知事に提出するとともに、利用者及び当該

施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

19 施設に備える書類等

この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、別表5に定める書類を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

第11 特別基準

特別の事情により、第4から第10までに定める算定基準、交付の手続等によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによることができる。

第12 その他

この要綱に定める用語の定義は別紙に定めるものとする。

附 則（平成27年3月16日付26福保子保第2961号）

第1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、適用する。

第2 平成27年度の特例

平成27年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。ただし、平成26年4月2日以降に開設した施設については、本特例は適用せず、本則第4により算定した額とする。

平成26年4月1日以前に開設し、平成26年度に分園を含めて東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）を受けていた施設のうち、平成27年4月1日以降に分園が新たに認可保育所として開設した場合は、次の1から4までの「平成26年東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）の交付額」は分園に係る分は除いて算定するものとする。

1 本則第4の1及び2の合計額が、平成26年度東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）の交付額のうち特別保育事業等推進加算及び保育所地域子育て支援推進加算の合計額（以下「26年度交付額」という。）と同額又は上回る場合で、その差額が200万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

2 本則第4の1及び2の合計額が26年度交付額を上回る場合で、その差額が200万円を超える場合は、平成26年度交付額に200万円を加え、本則第4の3の額を加えた額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

3 本則第4の1及び2の合計額が26年度交付額を下回る場合で、その差額が100

万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

- 4 本則第4の1及び2の合計額が26年度交付額を下回る場合で、その差額が100万円を超える場合は、26年度交付額から100万円を差し引いた額に本則第4の3を加えた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

第3 平成28年度の特例

平成28年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。ただし、平成26年4月2日以降に開設した施設については、本特例は適用せず、本則第4により算定した額とする。

平成26年4月1日以前に開設し、平成26年度に分園を含めて東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）を受けていた施設のうち、平成27年4月1日以降に分園が新たに認可保育所として開設した場合は、次の1から4までの「平成26年東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）の交付額」は分園に係る分は除いて算定するものとする。

1 本則第4の1及び2の合計額が26年度交付額と同額又は上回る場合で、その差額が400万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

2 本則第4の1及び2の合計額が26年度交付額を上回る場合で、その差額が400万円を超える場合は、平成26年度交付額に400万円を加え、本則第4の3の額を加えた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

3 本則第4の1及び2の合計額が26年度交付額を下回る場合で、その差額が200万円以下の場合は、本則第4により算定した額とする。

4 本則第4の1及び2の合計額が26年度交付額を下回る場合で、その差額が200万円を超える場合は、26年度交付額から200万円を差し引いた額に本則第4の3を加えた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とする。

附 則 (平成27年11月1日付27福保子保第1385号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、適用する。

附 則 (平成28年4月28日付28福保子保第428号)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日付31福保子保第647号)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年1月7日付3福保子保第3531号）
この要綱は、令和4年1月7日から施行する。

附 則（令和4年3月17日付3福保子保第4847号）
この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和5年3月30日付4福保子保第4817号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

用語の定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 「零歳児」とは、区市町村が児童福祉法第24条の規定に基づき児童福祉法第39条に規定する保育所において保育を行う児童のうち、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日）において、1歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。
- 2 「産休明け保育」とは、保育所の入所月齢を生後57日目からとしていることをいう。
- 3 「零歳児保育対策」とは、零歳児保育の充実を図るため、保育所において、次の要件を満たして行う対策をいう。
 - (1) 取扱人員
零歳児の取扱人員が、1施設当たり9人以上（取扱人員が9人未満であっても地域の保育需要を満たすと判断する場合は、6人以上）であること。ただし、4時間以上の延長保育を実施する保育所及び夜間保育所においては、1施設当たり5人以上とする。
 - (2) 運営
ア 保健師等により零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画等保健活動を行うこと。
イ 零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。
ウ 嘴託医（一般児童の嘴託医と兼務）と診療契約を結ぶなどし、健康管理の徹底を図るため業務内容の充実を図ること。
- 4 「延長保育事業」とは、東京都延長保育事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第511号）に定める事業として区市町村が助成する事業をいい、「2時間・3時間延長」及び「4時間以上延長」とは同要綱4(1)④又は4(2)④の取扱いにかかわらず、実際に実施した時間のことをいう。
- 5 「病児・病後児保育事業」とは、東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）の第4の1又は2に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。
- 6 「休日保育」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、

特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第46号で定める「休日保育加算」の要件を満たし、加算の適用を受けた施設において、休日に保育を実施することをいう。

- 7 「一時預かり事業・定期利用保育事業」とは、東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付福保子保第507号）に定める事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。
- 8 「障害児保育（特児対象）」とは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給が停止されている場合を含む。）を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 9 「障害児保育（その他）」のうち「身体」とは、8に定める児童以外で、区市町村長がおおむね「身体障害者福祉法施行規則」（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別5級、4級又は3級程度に相当すると認める程度の障害を有する児童（聴覚障害については6級、4級又は3級程度に相当すると認める程度の障害を有する児童）を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 10 「障害児保育（その他）」のうち「知的」とは、8に定める児童以外で、区市町村長がおおむね「東京都愛の手帳交付要綱」（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度に相当すると認める程度の障害を有する児童又は知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と嘱託医又は公認心理師等が認めた児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 11 「分園」とは、告示第1条第52号で定める「分園」をいう。
- 12 「アレルギー児」とは、食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。
- 13 「夜間保育所」とは、告示第1条第47号で定める「夜間保育加算」の適用を受ける施設をいう。
- 14 「育児困難家庭」とは、児童相談所、子供家庭支援センター、保健所又は福祉事務所が関与している家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。
- 15 「外国人児童」とは、両親、父又は母が外国人の児童であって、児童本人、両親、父又は

母の言語・習慣・食事に特別な対応を要する児童のことをいう。

- 16 「年末年始保育」とは、12月29日から1月3日までのうち、2日以上開所し、在園児及び地域の未就学児の保育を実施することをいう。ただし、在園児に限定せず、広く地域に広報していたにもかかわらず、地域の未就学児の利用がなく、在園児のみに保育を実施した場合も含む。
- 17 「保育所体験」とは、地域の子育て家庭が、入所児童とともに、給食や遊びなど保育所での生活を体験する事業をいう。
- 18 「出産を迎える親の体験学習」とは、出産前後の母親、父親又は育児をする祖父母を対象に、保育所において、保育士が乳児と関わる様子を見学してもらうことによって育児不安の軽減を図る取組をいう。
- 19 「保育拠点活動支援」とは、保育士・看護師・栄養士の資格取得を目指す実習生（学生）又は他法人の新設保育所職員等を受け入れ、指導及び育成することをいう。
- 20 「公定価格の第三者評価受審加算」とは、告示第1条第43号に規定する加算をいう。